

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年9月23日 18時40分ごろ
発生場所	大阪府貝塚市二色地区 阪南港北防波堤灯台から真方位199° 1.6海里付近 (概位 北緯34° 27.0′ 東経135° 19.7′)
事故の概要	プレジャーボート ^{かいおう} 海王は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年12月5日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 海王、1.82トン
船舶番号、船舶所有者等	252-24553大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	推進器軸に曲損、船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、日没時刻：17時55分
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、二色地区の護岸（以下、「本件護岸」という。）に沿って北進を始め、船首方から来る漁船を避けようと減速して航行中、本件護岸付近の浅所に乗り揚げた。 船長は、本船の喫水と本件護岸付近の水深を知らずに本件護岸から約5m離せば安全であると思っていたが、本件護岸から続く浅所があったので、更に大きく離しておくべきであったと本事故後に思った。
分析	本船は、本件護岸に沿って航行中、船長が、本船の喫水と本件護岸付近の水深を知らずに約5m離せば安全であると思い、本件護岸に接近したことから、浅所に乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、夜間、本船が、本件護岸に沿って航行中、船長が、本船の喫水と本件護岸付近の水深を知らずに約5m離せば安全であると思い、本件護岸に接近したため、浅所に乗り揚げたものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・護岸等に沿って航行する場合は、適切な距離を保って航行すること。 ・船長は、自船の喫水及び海図等を用いて航行する海域の水深を把握しておくこと。